

介護予防・日常生活支援総合事業 説明会

平成28年12月22日（木）

本日の内容

※本日の内容については、今後変更する可能性があります。

1. 総合事業のサービス
2. 介護予防ケアマネジメント
3. 総合事業の対象者
4. 利用手続きについて
5. 給付管理について
6. 利用者負担について

1. 総合事業のサービス

総合事業のサービス

○ 介護予防・生活支援サービス事業 ⇒ 必要度に応じた多様なサービスを提供

現 行

移行後

〔訪問型サービス〕

介護予防訪問介護

①現行相当の訪問サービス
(みなし)

内 容：訪問介護員が身体介護、生活援助を提供
対 象 者：既に介護予防訪問介護を利用されている方
新たに利用される方で認知機能低下のある方や身体介護が必要な方等

②自立生活支援サービス(新)
(基準緩和型)

内 容：生活援助を提供
対 象 者：「現行相当の訪問サービス」の対象者以外の方

③短期集中型訪問サービス(新)
(短期集中型)

内 容：適切な運動・食事・口腔指導により生活機能の維持・改善を図ることを目的としたサービスの提供(3か月程度)
対 象 者：集中的な生活機能向上のためのトレーニングを必要とする方

〔通所型サービス〕

介護予防通所介護

①現行相当の通所サービス
(みなし)

内 容：現行と同様(入浴、機能訓練、レクリエーションなど)
対 象 者：既に介護予防通所介護を利用されている方
新たに利用される方で認知機能低下のある方や身体介護が必要な方等

②通所型サービスA(新)
(基準緩和型)

内 容：5時間以上、食事あり、楽しい時間を過ごすための活動
対 象 者：食事の介助、排泄の介助、入浴が必要でない方など
報酬単価：「現行相当の通所サービス」の75%程度

③短期集中型通所サービス(新)
(短期集中型)

内 容：運動機能、生活機能向上を目的としたサービスの提供(3ヶ月)
対 象 者：集中的な生活機能向上のためのトレーニングを必要とする方

○ 一般介護予防事業 ⇒ 住民主体の介護予防活動を推進

一次予防事業

再構築

二次予防事業

一般介護予防事業

- ・介護予防普及啓発事業
- ・地域介護予防活動支援事業
- ・地域リハビリテーション活動支援事業 など

① 現行相当の訪問サービス（指定事業者）

現行の介護予防訪問介護に相当するサービスで、有資格の訪問介護員等による身体介護・生活援助

② 自立生活支援サービス（委託（予定：シルバー人材センター）） 生活援助（清掃、洗濯など）

③ 短期集中型訪問サービス（本市直営）

生活機能の低下が認められるが通所事業所等に自ら通うことが困難な方に対し、看護師、リハビリテーション専門職、栄養士、歯科衛生士等が3ヶ月（または6ヶ月）の短期間で実施する訪問支援

訪問型サービスの概要

類 型	①現行相当の訪問サービス	②自立生活支援サービス	③短期集中型訪問サービス
目 的	○要支援状態の維持・改善 ○要介護状態になることの予防	○生活の質の確保・向上	○生活機能の維持・改善を図り、QOLを高める ○サービス終了後に社会参加へ結びつく
サ ー ビ ス 内 容	○訪問介護員による身体介護・生活援助	○調理・掃除・買物・洗濯等の生活援助 (老計第10号の範囲内)	○運動指導、日常生活動作指導・訓練 ○口腔機能向上指導 ○栄養改善指導
対 象 者	要支援 1 又は 2 (要支援認定) ○既に介護予防訪問介護を利用している方 ○新たにサービス利用する方 (認知機能の低下や身体介護が必要な状態等により訪問介護員によるサービス提供が必要な方)	要支援 1 又は 2 (要支援認定) ○既に介護予防訪問介護を利用している方のうち希望する方 ○新たにサービス利用する方 (現行相当の訪問サービスの利用対象者を除く)	要支援 1 又は 2 (要支援認定) 事業対象者 (基本チェックリスト該当者) ○保健・医療の専門職による訪問支援が必要な方
利 用 頻 度	要支援 1 週 1 回程度、2 回程度 要支援 2 週 1 回程度、2 回程度、2 回超	要支援 1、要支援 2、事業対象者 ・利用回数は週 2 回以内、利用時間は週 2 時間以内	要支援 1・2、事業対象者とも 週 1 回で 3 ヶ月間 計 1 2 回 (最長週 1 回で 6 ヶ月間 計 2 4 回) ※訪問の頻度については、ケアマネジメントにより、変更あり
サ ー ビ ス 提 供 主 体	指定介護保険サービス事業者 (法人格を有すること)	委 託	掛川市 (直営)
基 準	現行の介護予防訪問介護と同様	—	—
サ ー ビ ス 提 供 者	訪問介護員※ ※介護福祉士又は介護職員初任者研修修了者等	介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者又は市長が認める研修の受講者	本市が雇用する 看護師、リハビリテーション専門職、 歯科衛生士、栄養士等
利 用 者 負 担	あり 原則 1 割負担 (一定以上所得の方は 2 割負担)	あり 1 時間あたり、2 0 0 円	なし
マ ネ ジ メ ン ト	介護予防サービス計画 (介護予防支援) 介護予防ケアマネジメント A	介護予防サービス計画 (介護予防支援) 介護予防ケアマネジメント B	介護予防サービス計画 (介護予防支援) 介護予防ケアマネジメント A
支 払	国保連合会経由で審査・支払	委 託	直 営
単 価	1 0 . 2 1 円	—	—
報 酬 単 価	現行の介護予防訪問介護と同様	—	—

訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について
 <老計第10号（平成12年3月17日）>

	身体介護	生活援助
定義	<p>①利用者の<u>身体に直接接触して行う介助サービス</u>（準備、片付け等を含む）</p> <p>②利用者の日常生活動作能力（ADL）や意欲の向上のために利用者と共に<u>行う自立支援のためのサービス</u></p> <p>③その他専門知識・技術をもって行う利用者の日常生活上・社会生活上のためのサービス</p>	<p>身体介護以外の訪問介護であって、<u>掃除、洗濯、調理などの日常生活上の援助</u>であり、利用者が単身、家族が障がい・疾病などのため、<u>本人や家族が家事を行うことが困難な場合</u>に行われるサービス</p>
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの準備・記録等 ・排せつ・食事介助 ・清拭・入浴、身体整容 ・体位変換、移動・移乗介助、外出介助 ・起床及び就寝介助 ・服薬介助 ・自立生活支援のための見守りの援助 （自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・掃除 ・洗濯 ・ベッドメイク ・衣類の整理・被服の補修 ・一般的な調理、配下膳 ・買い物・薬の受け取り

訪問型サービスの指定基準（人員基準等）

	現行相当の訪問サービス	自立生活支援サービス
人員基準	<p>○管理者（※1） <u>常勤・専従 1以上</u></p> <p>○サービス提供責任者 <u>常勤の訪問介護員等のうち利用者 40人 に対し1人以上（※2）</u> <資格要件> 介護福祉士、介護職員初任者研修修了者（介護職員実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級修了者を含む）、看護師、准看護師、保健師</p> <p>○訪問介護員等 <u>常勤換算 2.5以上</u> <資格要件> 上記サービス提供責任者と同様又は、ヘルパー2級修了者</p> <p>※1 利用者のサービス提供に支障がない場合、他の職務又は同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能 ※2 一部非常勤の配置も可能</p>	<p>○委託先 シルバー人材センター（予定）</p> <p>○従事者 ヘルパー3級修了者又は一定の研修修了者（予定）</p>
設備基準	現行の介護予防訪問介護と同様	
運営基準	現行の介護予防訪問介護と同様	

掛川市の通所型サービス

- ①現行相当の通所サービス（みなし）（指定事業者）
現行の介護予防通所介護に相当するサービスで、
入浴、排せつ、食事等の生活上の支援及び日常生活
機能向上のための機能訓練など
- ②通所型サービスA（指定事業者）
レクリエーション、体操、趣味活動など
食事あり 5時間以上
- ③短期集中型通所サービス（委託）
3ヶ月程度の短期間で集中的に、保健・医療の専門
職により提供される生活機能向上を目的としたサー
ビス（概ね60分以上）

※短期集中型通所サービスは、**卒業**を視野に入れたサービスであり、継続的に利用することはできません。

通所型サービスの概要①

類 型	①現行相当の通所サービス (みなし)	②通所型サービス A	③短期集中型通所サービス
目 的	○心身機能の維持・回復 ○生活機能の維持・向上	○心身機能の維持・回復 又は 生活機能の維持・向上	○生活機能の維持・改善を図り、QOLを高める ○サービス終了後に社会参加へ結びつくようにする
サ ー ビ ス 容 容	○入浴、排せつ、食事等の生活上の支援 ○身体機能の向上のための機能訓練 ○日常生活機能向上のための機能訓練 など	○ミニデイサービス ○運動、レクリエーションなど	○運動機能、身体機能向上を目的としたサービスの提供 ○生活機能向上を目的としたサービスの提供
対 象 者	要支援1 要支援2 事業対象者	要支援1 要支援2 事業対象者	要支援1 要支援2 事業対象者 ○保健・医療の専門職による支援が必要な方
利 用 頻 度	要支援1 週1回程度 要支援2 週1回程度、2回程度 事業対象者 週1回程度、2回程度	要支援1 週1回程度 要支援2 週1回程度、2回程度 事業対象者 週1回程度、2回程度	要支援1・2、事業対象者とも 1コース：週1回で3ヶ月間 計12回 (最長週1回で6か月間 計24回)
サ ー ビ ス 提 供 主 体	指定介護保険サービス事業者	指定介護保険サービス事業者	委託
基 準	現行の介護予防通所介護と同じ	別紙のとおり(次頁)	—
サ ー ビ ス 提 供 時 間	現行の介護予防通所介護と同じ	5時間以上	60分
利 用 者 負 担	原則1割負担(一定以上所得の方は2割負担)	原則1割負担(一定以上所得の方は2割負担)	原則1割負担(一定以上所得の方は2割負担)
マ ネ ジ メ ン ト	介護予防サービス計画(介護予防支援) 介護予防ケアマネジメントA	介護予防サービス計画(介護予防支援) 介護予防ケアマネジメントA	介護予防サービス計画(介護予防支援) 介護予防ケアマネジメントA
支 払	国保連合会経由で審査・支払	国保連合会経由で審査・支払	市より直接支払

通所型サービスの基準概要②

サービス種別	現行相当の通所サービス (みなし)	通所型サービスA(独自)	
		一体型 (通所介護等との一体実施)	単独型
設備	<ul style="list-style-type: none"> ○食堂及び機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ○静養室、相談室、事務室 ○消化設備その他の非常災害に必要な設備 ○提供に必要なその他の設備及び備品 <p>※通所介護等と一体的に運営する場合、通所介護等の基準を満たし、通所介護等に支障がない場合については、通所介護等の設備・備品等を使用することができる。</p>		
運営	<ul style="list-style-type: none"> ○個別サービス計画の作成 ○重要事項の説明・同意 ○提供拒否の禁止 ○従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供 等 <p>※総合事業に係る記録等の保存については、予防給付と異なり、地方自治法第236条第1項の規定が適用され、2年→5年となります。 (介護保険最新情報Vol.462参照)</p>		
利用者負担額	原則、1割負担(一定以上の所得の利用者は2割負担)		
単価	10.14円	10.00円	
報酬単価	○要支援1・事業対象者(週1程度) 1,647単位/月	○要支援1・事業対象者(週1回程度) 1,250単位/月	○要支援1・事業対象者(週1回程度) 1,250単位/月
	○要支援2・事業対象者 (週2回程度) 3,377単位/月	○要支援2・事業対象者 (週2回程度) 2,500単位/月	○要支援2・事業対象者 (週2回程度) 2,500単位/月

通所型サービス基準概要③

サービス種別		現行相当通所サービス(みなし)	通所型サービスA(独自)	
			一体型 (通所介護等との一体実施)	単独型
サービス概要		現行の介護予防通所介護と同様の基準	<p>○通所介護等と一体で実施する「一体型」と、通所型サービスAのみを行う「単独型」を設定</p> <p>○単独型は、要介護者等へのサービスと明確に分けて実施(別の部屋で実施、時間帯を分けて実施、曜日を分けて実施等の方法による)</p>	
利用者の目安		既に介護予防通所介護を利用しており、継続が必要なケース	<p>1 食事の介助、排泄の介助、入浴が必要でないケース</p> <p>2 心身機能の回復訓練、生活の活性化の場合等が必要なケース</p>	
人員基準	管理者	常勤・専従1以上 (支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能)	国基準型通所サービス(現行相当)と同様	専従1以上 (支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能)
	生活相談員	専従1以上 【資格要件】 介護福祉士等(現行どおり)		-
	看護職員	専従1以上 【資格要件】 看護師等(現行どおり)		-
	介護職員	~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人につき専従0.2以上		~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人につき専従0.1以上
	機能訓練指導員	1以上 【資格要件】 理学療法士等(現行どおり)		-
想定されるサービス提供者		現行の指定介護事業者	現行の指定介護事業者(通所介護等の指定を受けていることが前提)	現行の指定介護事業者 ／新規参入の事業者

2. 介護予防ケアマネジメント

① ケアマネジメント A（地域包括支援センター※）

総合事業の訪問型サービス（自立生活支援サービスを除く）、通所型サービスのみを利用する場合のケアマネジメントで現行の介護予防支援に相当するもの
※居宅介護支援事業所への一部委託あり

② ケアマネジメント B（地域包括支援センター）

総合事業の自立生活支援サービスのみを利用する場合のケアマネジメントで、サービス担当者会議と毎月のモニタリングの実施等の運営基準を緩和したもの

③ ケアマネジメント C

初回のみ介護予防ケアマネジメント
※現在、該当するサービスはありません

介護予防ケアマネジメントの概要

サービス類型	介護予防支援	①ケアマネジメントA	②ケアマネジメントB	③ケアマネジメントC
対象事業	・ 介護予防給付	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス事業の指定を受けた事業所のサービスを利用する場合 ・ 短期集中予防サービスを利用する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①又は③以外のケースで、ケアマネジメントの過程で判断した場合（指定事業所以外の多様なサービスを利用する場合等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケアマネジメントの結果、補助や助成のサービス利用やその他の生活支援サービスに利用につなげる場合 （※必要に応じ、その状況把握を実施）
アセスメント	実施	実施	実施	実施（初回のみ）
ケアプラン作成	作成	作成	作成	作成（省略版）
サービス担当者会議	プラン作成・変更の都度	プラン作成・変更の都度	必須ではない	必須ではない
プラン有効期間	6ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	期間なし
モニタリング訪問	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	6ヶ月に1回	概ね12ヶ月に1回
評価	計画開始後6ヶ月経過前、計画期間終了前	計画開始後6ヶ月経過前、計画期間終了前	計画期間終了前	必須ではない
基本報酬	430単位	430単位	200単位	検討中
加算	初回加算 300単位	初回加算 300単位	初回加算 300単位	検討中
算定時期	毎月	毎月	毎月	初回のみ

サービスの併用等について①

○訪問型サービスと通所型サービスの併用

1か月の中で、訪問型サービスと通所型サービスを併用することは可能です。
介護予防ケアマネジメントにおいて利用者の状態像に応じた適切なサービスを選択してください。

○訪問型サービス同士の併用

- ・ 1か月の中で、現行相当の訪問サービスと自立生活支援サービスを併用することはできません。

※ 1か月の中で、身体介護のサービス提供と生活援助のサービス提供が混在する場合は、サービス計画には、身体介護が含まれる現行相当の訪問サービスを位置づけてください。

- ・ 短期集中型訪問サービスはその他の訪問型サービスとの併用が可能です。

○通所型サービス同士の併用

- ・ 1か月の中で、現行相当の通所サービスと通所型サービスAを併用することはできません。

※ 1か月の中で、入浴サービスの希望等がある場合とない場合の利用が混在する場合は、サービス計画には、入浴サービス等がある現行相当の通所サービスを位置づけてください。

- ・ 短期集中型通所サービスはその他の通所型サービスとの併用が可能です。

サービスの併用等について②

○サービスの併用の可否一覧表

		訪問型サービス			通所型サービス		
		現行相当の訪問サービス	自立生活支援サービス	短期集中型訪問サービス	現行相当の通所サービス	通所型サービスA	短期集中型通所サービス
訪問型サービス	現行相当の訪問サービス		×	○	○	○	○
	自立支援生活サービス	×		○	○	○	○
	短期集中型訪問サービス	○	○		○	○	○
通所型サービス	現行相当の通所サービス	○	○	○		×	○
	通所型サービスA	○	○	○	×		○
	短期集中型通所サービス	○	○	○	○	○	

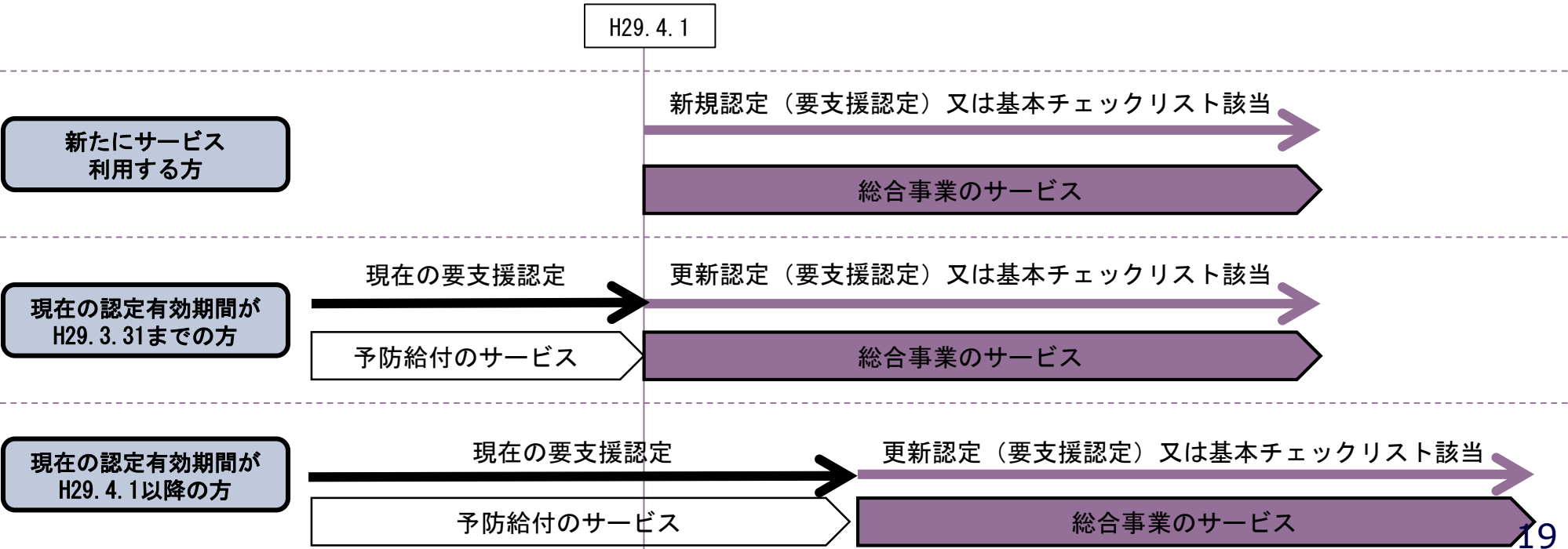
3. 総合事業の対象者

総合事業の対象者

○総合事業の対象者

- ①要支援認定者：要支援1、2の認定を受けた方
- ②事業対象者：基本チェックリストを実施し事業対象者と判断された方

(注) 掛川市では平成29年4月1日から介護予防訪問介護、介護予防通所介護は全て総合事業のサービスとして提供します。



基本チェックリストの実施①

○基本チェックリストの実施対象者

①総合事業のみの利用を予定する方

（予防給付のサービスの利用を予定しない方）

②要介護（要支援）認定の結果、「非該当」となった方

③その他、市役所高齢者支援課又は地域包括支援センターで必要と認める方

※予防給付のサービスの利用を希望する場合は、従来どおり要支援認定申請を行う。

○基本チェックリストの実施者

①市役所高齢者支援課職員

②ふくしあ職員（行政・地域包括支援センター）

○基本チェックリスト実施の流れ

①利用者希望者と家族が市役所高齢者支援課又はふくしあ（行政、地域包括支援センター）へ相談

②ご本人と面接し、基本チェックリストを実施（来所・訪問等）

③該当した場合、介護保険被保険者証に「事業対象者」と印字される

基本チェックリストの実施②

基本チェックリスト

No.	質問項目	回答 (1=該当)		
1	バスや電車で1人で外出していますか	0 はい	1 いいえ	10項目 以上に 該当
2	日用品の買い物をしていますか	0 はい	1 いいえ	
3	預貯金の出し入れをしていますか	0 はい	1 いいえ	
4	友人の家を訪ねていますか	0 はい	1 いいえ	
5	家族や友人の相談にのっていますか	0 はい	1 いいえ	
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0 はい	1 いいえ	運動 3項目以上 に該当
7	椅子に座った状態からなにもつかまらずに立ち上がっていますか	0 はい	1 いいえ	
8	15分位続けて歩いていますか	0 はい	1 いいえ	
9	この1年間に転んだことがありますか	1 はい	0 いいえ	
10	転倒に対する不安は大きいですか	1 はい	0 いいえ	栄養 2項目に該当
11	6か月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか	1 はい	0 いいえ	
12	身長 cm 体重 kg (BMI=) BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)	1 18.5 未満	0 18.5 以上	
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1 はい	0 いいえ	口腔 2項目以上 に該当
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1 はい	0 いいえ	
15	口の渇きが気になりますか	1 はい	0 いいえ	閉じこもり No. 16に該当
16	週に1回以上は外出していますか	0 はい	1 いいえ	
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1 はい	0 いいえ	
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1 はい	0 いいえ	認知機能 1項目以上 に該当
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0 はい	1 いいえ	
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1 はい	0 いいえ	
21	毎日の生活に充実感がない	1 はい	0 いいえ	うつ 2項目以上 に該当
22	これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1 はい	0 いいえ	
23	以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1 はい	0 いいえ	
24	自分が役に立つ人間だと思えない	1 はい	0 いいえ	
25	わけもなく疲れたような感じがする	1 はい	0 いいえ	

対象者と利用可能なサービス

○対象者と利用可能なサービス

以下の場合、要支援認定が必ず必要となります。

- ・ 予防給付のサービス（訪問看護や福祉用具貸与など）を利用する場合

H29.3.31 時点の状況	サービス 対象者	予防給付	総合事業					
		訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所 福祉用具貸与 住宅改修 など	訪問型サービス			通所型サービス		
			現行相当 の訪問 サービス	自立生活 支援 サービス	短期集中 型訪問 サービス	現行相当 の通所 サービス	通所型 サービス A	短期集中 型通所 サービス
要支援 認定者	要支援 認定者	○	○	○	○	○	○	○
	事業 対象者	×	○	○	○	○	○	○
認定なし	要支援 認定者	○	△	○	○	△	○	○
	事業 対象者	×	△	○	○	△	○	○

4. 利用手続きについて

サービス利用の手続き①

- 介護予防・日常生活支援総合事業の利用のみを希望する場合は、要支援認定手続きを経ることなく、基本チェックリストを実施し該当すれば、「事業対象者」（基本チェックリスト該当者）として、サービス利用が可能です。
- 認定更新時においては、対象となる利用者の状態像により、認定更新申請、基本チェックリストの実施又は、認定更新不要のいずれかに判断されます。
- 「事業対象者」には、要支援認定のような認定有効期間はなく、被保険者証に「事業対象者」と印字されます。
 - ※「事業対象者」は、有効期間がないため、更新認定申請のようなものはありません。
- 「事業対象者」と判断された後の流れ
 - ①利用者が地域包括支援センターと介護予防ケアマネジメントの契約
 - ②地域包括支援センターが市役所へ「介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」を提出
 - ③市役所高齢者支援課予防支援係が介護保険被保険者証を発行

(参考) 事業対象者の介護保険被保険者証の記載

○基本チェックリストの実施による「事業対象者」は、旨の届出書を市役所高齢者支援課 予防支援係に提出すると、

- ・ 「事業対象者」である旨
- ・ 「基本チェックリスト実施年月日」
- ・ 介護予防ケアマネジメントを担当する「地域包括支援センター名」

が記載された介護保険被保険者証が発行されます。

(一)		(二)		(三)	
<p style="text-align: center;">介護保険被保険者証</p>		<p style="text-align: center;">事業対象者</p>		<p style="text-align: center;">〇〇地域包括支援センター</p>	
被保険者番号	<p>事業対象者は、基本チェックリスト実施年月日が記載されます。</p>	要介護状態区分等	<p>認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)</p> <p style="text-align: center;">平成〇年〇月〇日</p>	給付制限	<p>開始年月日 終了年月日</p> <p>開始年月日 終了年月日</p> <p>開始年月日 終了年月日</p>
住所		認定の有効期間		居宅介護サービス等	<p>〇〇地域包括支援センター</p> <p>届出年月日 平成〇年〇月〇日</p>
フリガナ		区分支給限度基準額		1月当たり	<p>届出年月日</p> <p>届出年月日</p>
氏名		サービスの種類	単位	サービスの種類	種類支給限度基準額
生年月日	性別	(うち種類支給限度基準額)			
交付年月日		認定審査会の意見及びサービスの種類の指定			
保険者番号並びに保険者の名称及び印	<p>2 2 2 1 3 3</p> <p>静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1</p> <p style="text-align: center;">掛川市</p> <p>電話番号(0537)21-1111</p>				
				介護保険施設等	<p>種類 入所等年月日</p> <p>名称 退所等年月日</p> <p>種類 入所等年月日</p> <p>名称 退所等年月日</p>

サービス利用の手続き②

更新の場合

第1号被保険者（65歳以上の方）

相談

市役所・ふくしあ（行政、地域包括支援センター）

基本チェックリスト

要介護・要支援認定

非該当

該当

事業対象者

非該当（自立）

要支援1～2

要介護1～5

ケアプラン作成（地域包括支援センター）※

ケアプラン作成
（居宅介護支援事業所）

総合事業のサービス

予防給付サービス

介護予防訪問看護
介護予防通所リハビリテーション
介護予防福祉用具貸与 など

介護給付サービス

訪問介護
訪問入浴介護
訪問看護
訪問リハビリテーション
通所介護
通所リハビリテーション
福祉用具貸与 など

現行相当の訪問サービス

自立生活支援サービス

短期集中型訪問サービス

現行相当の通所サービス

通所型サービスA

短期集中型通所サービス

一般介護予防事業（プラチナ世代の若返り講座、健やかステップ等）

※ 地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所を含む。

サービス利用の手続き③

新規の場合

第1号被保険者（65歳以上の方）

相談

市役所・ふくしあ（行政、地域包括支援センター）

基本チェックリスト

要介護・要支援認定

非該当

該当

事業対象者

非該当（自立）

要支援1～2

要介護1～5

ケアプラン作成（地域包括支援センター）※

ケアプラン作成
（居宅介護支援事業所）

総合事業のサービス

予防給付サービス

介護予防訪問看護
介護予防通所リハビリテーション
介護予防福祉用具貸与 など

介護給付サービス

訪問介護
訪問入浴介護
訪問看護
訪問リハビリテーション
通所介護
通所リハビリテーション
福祉用具貸与 など

現行相当の訪問サービス

自立生活支援サービス

短期集中型訪問サービス

現行相当の通所サービス

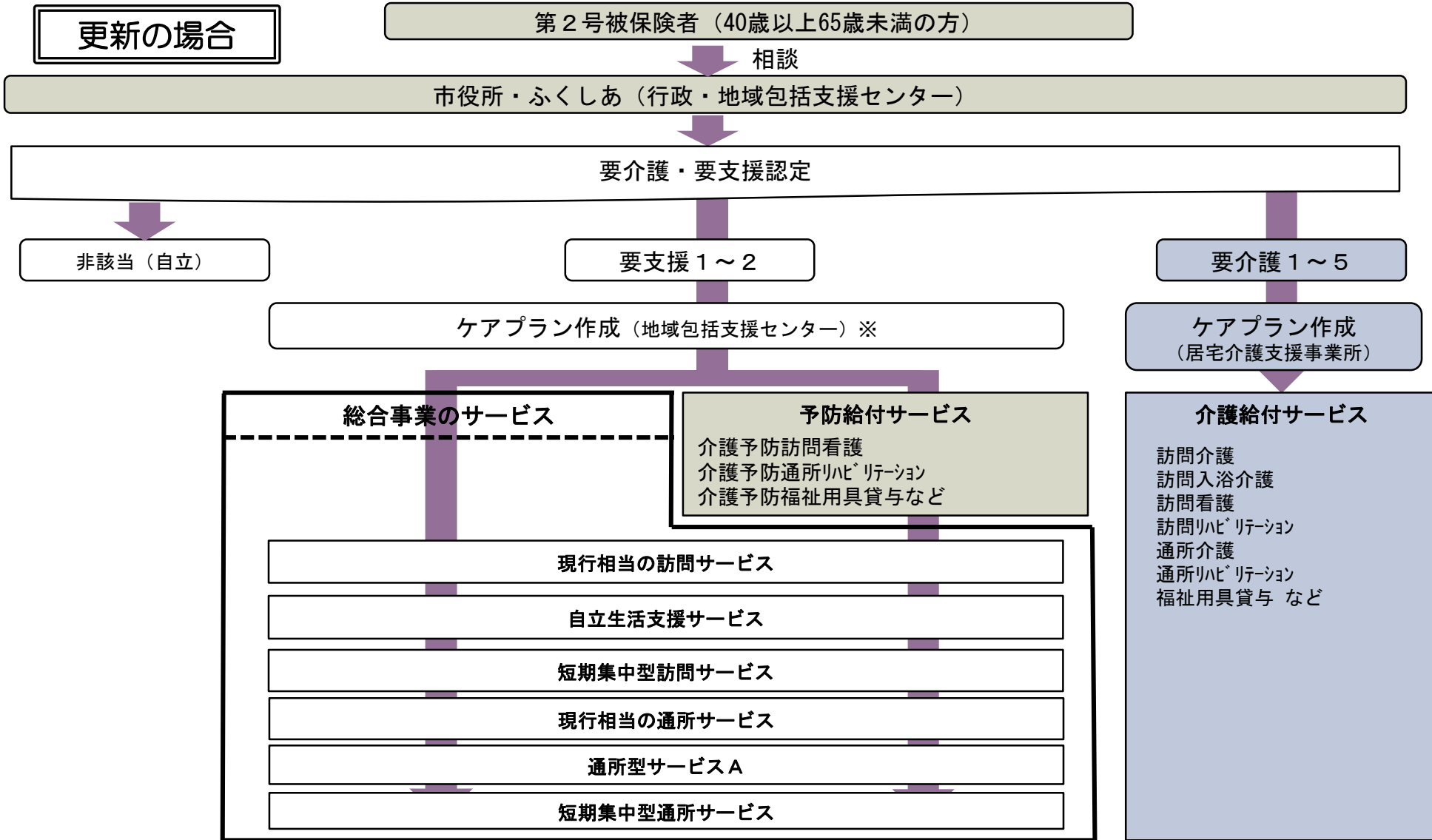
通所型サービスA

短期集中型通所サービス

一般介護予防事業（プラチナ世代の若返り講座、健やかステップ等）

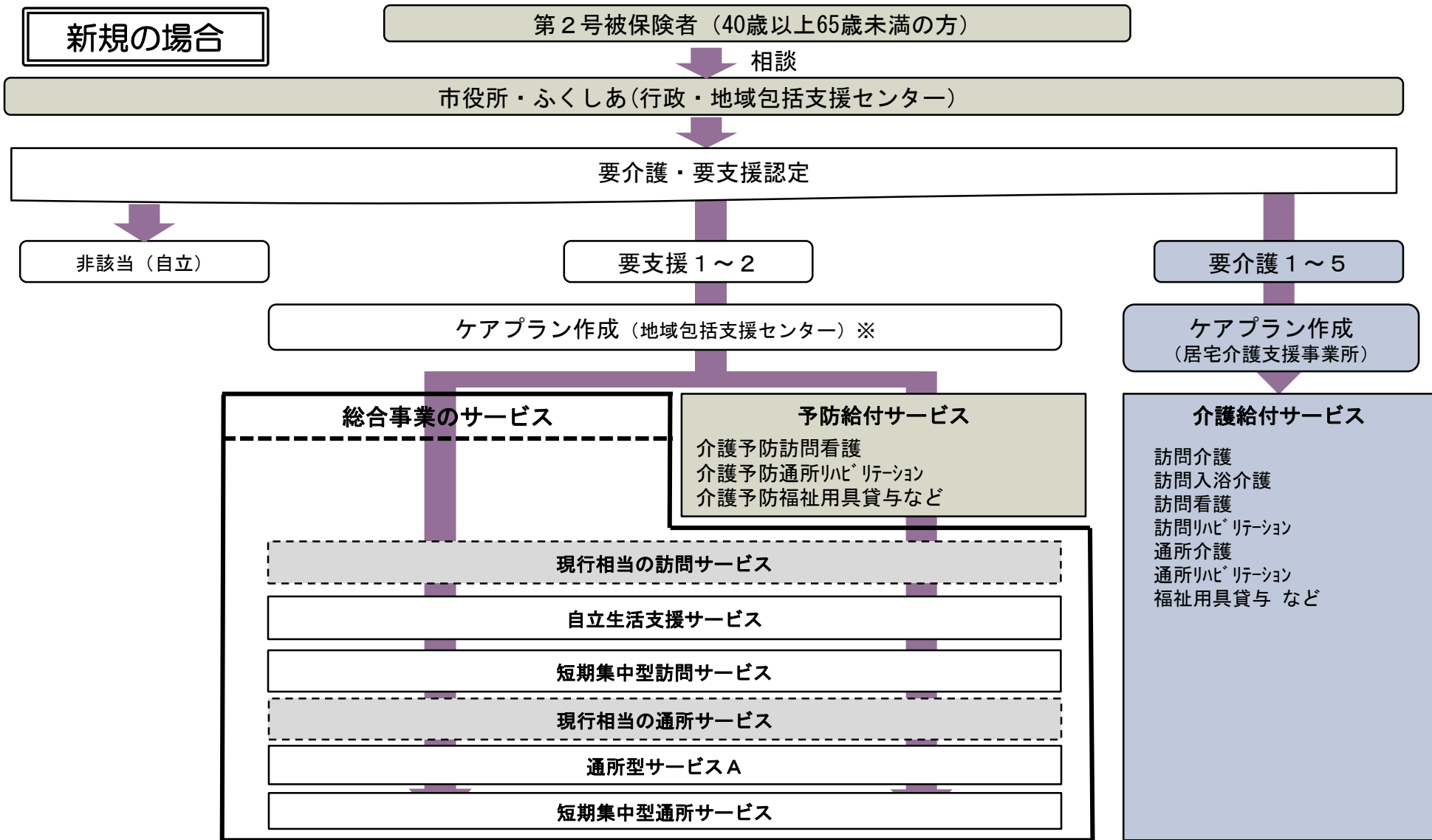
※ 地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所を含む。

サービス利用の手続き④



※① 地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所を含む。

サービス利用の手続き⑤



※① 地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所を含む。

初回加算の算定について

初回加算の算定については、基本的には指定居宅介護支援、指定介護予防支援における基準に準じる

【初回加算の算定ができる場合】

- ①新規に介護予防ケアマネジメントを実施する場合（介護予防ケアマネジメントの実施が終了して二月以上経過した後に、介護予防ケアマネジメントを実施する場合）
- ②要介護者が、要支援認定を受け、あるいはサービス事業対象者として介護予防ケアマネジメントを実施する場合

移行前	移行後	初回加算の算定
事業対象者 ⇒	要支援	△ ※
	要介護	○
要支援 ⇒	事業対象者	×
	要介護	○
要介護 ⇒	事業対象者	○
	要支援	○

※過去二月以上当該地域包括支援センターにおいて、介護予防ケアマネジメントを提供しておらず、介護予防ケアマネジメント費が算出されていない場合に、当該利用者に対して介護予防サービス計画を作成した場合は算定できる

5. 給付管理について

総合事業の給付管理について①

○介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書について

対象者		ケアマネジメント作成依頼届	契約書（再契約）	提出先
新規利用者	事業対象者	介護予防ケアマネジメント作成依頼届出書	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約書	予防支援係
	総合事業のみ			
要支援認定者	給付併用	居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書		介護認定係
	事業対象者に変更	介護予防ケアマネジメント作成依頼届出書		予防支援係
既利用者	総合事業のみ		提出省略	—
	給付併用	提出省略		
	給付のみ	提出省略	提出省略	—

総合事業の給付管理について②

○届出書の提出について

	認定(更新)申請等		給付管理事業者		提出先
	前	後	前	後	
要介護者	要介護	→ 要支援	居宅介護支援事業者	→ 地域包括支援センター	介護認定係
	要介護	→ 事業対象者	居宅介護支援事業者	→ 地域包括支援センター	予防支援係
要支援者	要支援	→ 要介護	地域包括支援センター	→ 居宅介護支援事業者	介護認定係
	要支援	→ 事業対象者	地域包括支援センター	→ 地域包括支援センター	予防支援係
事業対象者	事業対象者	→ 要介護	地域包括支援センター	→ 居宅介護支援事業者	介護認定係
	事業対象者	→ 要支援	地域包括支援センター	→ 地域包括支援センター	介護認定係

6. 利用者負担について

利用者負担割合

- ・ 訪問型サービス、通所型サービスともに原則 1 割負担
(一定以上所得者は 2 割負担) とします。
※現行の予防給付の利用者負担と同じ
- ・ 給付制限（保険料の滞納が続いた場合の措置）については、現行の予防給付と同様に総合事業でも実施します。

	利用するサービス	
	予防給付	総合事業
要支援者	給付制限あり	給付制限あり
事業対象者		給付制限あり

区分支給限度額

- 総合事業のサービス分と、予防給付のサービス分を合わせて給付管理が行われる。支給限度額は、下記の通りとする。

	支給限度額	(注)
要支援1	5,003単位／月	(現行と同じ)
要支援2	10,473単位／月	(現行と同じ)
事業対象者	5,003単位／月	